

教私第1086号  
令和3年4月7日

各私立学校設置者 様  
各私立小・中・高・中等教育学校長 様  
各私立幼稚園長 様  
各私立専修学校・各種学校長 様

大阪府教育庁私学課長

私立学校園における今後の教育活動等について（通知）

大阪府においては、新型コロナウイルス感染症の感染急拡大により急増する若年層の感染者から高齢者層への感染拡大が懸念され、医療提供体制は極端に逼迫する恐れが極めて強いことから4月7日に「医療非常事態宣言」が発出されました。

教育現場においては、感染防止対策の徹底に緊急で取り組んでいくことが求められており、特に、飲食を伴う場面において感染症拡大が疑われる事例が発生している現状を踏まえ、府立学校及び市町村立学校園における今後の教育活動等について、別添資料のとおり通知されましたのでお知らせします。なお、主な内容は下記のとおりです。

私立学校におかれましては、府立学校及び市町村立学校園の取組みの趣旨を踏まえ、設置者において適切にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、さらなる制限を要請する場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

記

<主な内容>

- 昼食時における基本的な感染症対策
  - ・食事の前後に手洗いを実施する
  - ・机を向かい合わせにして食事をしない
  - ・食事中的会話を控える
  - ・食事後には必ずマスクを着用する

○食堂における感染症対策

定期的に食堂運営事業者と協議するとともに、食堂内での感染予防策を実施すること。とりわけ、以下の点について対策を行うこと。

- ・飛沫感染を防ぐための対策（テーブル上やカウンターでのアクリル板等パーティションの設置等）
- ・換気の徹底（CO<sub>2</sub>モニターで二酸化炭素濃度を確認し、適切な換気を徹底等）
- ・密着・密集を防ぐための座席配置（座席に一定の間隔をあける、一方向のみに座る等）

【参考】

「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校での教育活動等を行うにあたって～」P34～35

○修学旅行、遠足及び校外学習

- ・府県間の移動を伴うもの

旅行（移動）先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合は中止

- ・府内で実施するもの

府民に対し、「大阪府全域における不要不急の外出・移動は自粛すること」を要請していることから、実施については慎重に判断するとともに、実施の際は、感染症対策を徹底してください。

【添付資料】

- ・市町村立学校園における今後の教育活動について  
(令和3年4月7日付け大阪府教育委員会教育長通知)
- ・府立学校における今後の教育活動等について  
(令和3年4月7日付け教育振興室長通知)
- ・第四波の状況と今後の対応方針について  
(第44回大阪府新型コロナ対策本部会議資料)
- ・今後の教育活動について  
(第43回大阪府新型コロナ対策本部会議資料)

(お問い合わせ先)

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ

山本、浅野 (06-6941-0351 内線 4858)

幼稚園振興グループ

成相、菅 ( " " 内線 4816)

専各振興グループ

国領、江藤 ( " " 内線 4862)